

今後の少子化対策に向けた基本的視点 (議論の整理)

平成 21 年 6 月 12 日

自民党少子化問題調査会・子育て支援対策小委員会

1 現状と決意

- 少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」(平成 16 年 6 月)の策定から 5 年目という区切りの年を迎えている。この 5 年間、様々な施策が実施されてきたにもかかわらず、目に見える成果が実感できないというのが現状である。
- 平成 20 年の合計特殊出生率は 1.37 と 3 年連続で上昇した。しかしながら、第 2 次ベビーブーム世代が 30 歳代であるのもあと僅かであることを考えれば、今すぐに思い切った手を打たないと間に合わない「正念場」を迎えている。
- 子どもは生命を次代につないでいく大切な我々の「未来」であり、我々の歴史、文化、心を連綿と受け継ぎ、夢と希望を将来において実現してくれる掛け替えのない存在である。また、社会保障の持続可能性や活力ある経済という観点からも、少子化への対応が急がれる。今こそ、未来への責任を果たすために、国・地方を通じて支援を拡充していくべきであり、今後の「骨太方針 2009」の策定及び本年中に行われる「少子化社会対策大綱」の見直しに当たっては、国民の将来に対する不安を払拭し、国・地方の総力を挙げて少子化の流れを反転させるという強い決意のもと、以下のような視点からの対応を求めたい。

2 基本的視点

(1) 「出会いから出会い」までの切れ目のない支援：家族創増計画

- 少子化対策は、それぞれの場面での個別の支援策としてではなく、出会いから、恋愛・結婚、出産、子育て、医療、保育、教育、そして子どもの就職、出会いに到る、親と子の「出会いから出会い」までのライフサイクルを通して、切れ目なく行われる支援策として捉えることが重要である。
- 経済的支援の在り方についても、出産、子育て、医療、保育、教育など

ライフサイクルを通じた家計負担の軽減という観点から検討すべきである。手当・税制を通じた子育て家庭への支援をトータルな視点で検討すべきであり、特に、保育を含む幼児教育の無償化、高校・大学の教育費負担の軽減など、教育費の低減を図るべきである。

- 例えば、入学金、授業料について、子どもが複数いる家庭に対して半額、免除などの優遇策を行うことを検討するべきである。
- また、公教育の充実により、学校外学習費の負担軽減を目指すべきである。小学校、中学校の教育の在り方について、各学校段階間の円滑な連携・接続を含め、この観点からの見直しを行うべきである。
- 周産期医療、小児医療の確保については、安心の基本であり、国民の関心も高い。医師、看護師、助産師その他の人材の確保と活用を一層進めるべきである。不妊治療や性感染症などに関する正しい知識や情報の啓発普及や、人工妊娠中絶に関する現状把握・相談支援などの課題もある。

(2) 社会経済情勢の変化への対応

- この10~20年間、とりわけ若い世代をめぐる社会経済情勢は著しく変化した。かつてのように、多くの者が当たり前に正社員として就職し、結婚するという時代ではなくなった。
- 若い世代の所得水準は下がり、非正規雇用者の割合も増加し、不安定な生活の者が増えている。未婚率は上昇を続けており、特に、非正規雇用者は、正規雇用者の半分しか結婚していない現状にある。今の若い世代は、就職や結婚についての大きな困難に直面している。
- これらは、若い世代の責任のみに帰すことのできないものであり、包括的な若者への自立支援策が求められている。
- また、貧困や格差の問題は、次世代に連鎖する懸念も指摘されている。母子家庭・父子家庭といったひとり親家庭への支援を一層強化しなければならない。さらに、非正規雇用であっても安心して子どもを産み育てられるような環境づくりが必要である。

(3) 働き方の見直しと仕事と生活の調和

- 長時間労働により仕事と子育ての両立が難しい状況や、子育てしながら働き続けることが困難な状況が続いていることから、育児休業等の社会的な制度の見直しや企業の取組みをはじめとして、社会全体として働き方の見

直しを本格的に進め、仕事と生活の調和を図る必要がある。

- 就労と結婚・子育ての二者択一的な現状を解決するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の一層の推進」と「子育て支援サービスの抜本的拡充」を“車の両輪”として実現していくことが求められている。
- 安心して子育てができるよう、良質な保育や放課後対策など、仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付の拡充が必要であるとともに、専業主婦を含めたすべての家庭に対する子育て支援や、社会的養護など特別な支援を必要とする子どもへの支援などの拡充も急務である。

（４）利用者の立場に立った支援策の構築

- 各省庁が実施している様々な施策については、全ての施策を、省庁横断的に少子化対策の視点で捉えなおす姿勢で臨むとともに、総合性と一貫性を確保するため、施策間の整合性や連携をさらに図るとともに、相談や窓口のワンストップ化や出産・子育てのサポートシステムの整備を進めるべきである。
- とりわけ、出産・子育て支援策については、子どもの成長過程に合わせて「年齢順」に整理するなど、利用者の立場に立った分かりやすい工夫が必要である。

（５）安定的な財源の確保と国民的な合意

- 少子化対策は、「未来への投資」であり、将来にわたって安心で活力ある社会を実現していくためには、消費税を含む税制の抜本改革の中で安定財源を確保しつつ、思い切った財政投入が必要である。
- この場合、少なくとも消費税の１％分は少子化対策に充てることを検討する必要がある。
- 今般の平成 20 年度第 2 次補正予算や平成 21 年度補正予算においても、妊婦健診の公費負担の拡充や安心こども基金の拡充等の施策が盛り込まれているが、出産や子育てをめぐる課題は、緊急対策のみで解決するものではなく、安定財源を確保しつつ、恒久的な施策に結びつけていく必要がある。
- 我が国の家族関係の社会的費用は 4. 3 兆円であり、国民の希望する就労と結婚・出産が実現した場合の保育サービス等にかかる追加的費用は 1. 5～2. 4 兆円との試算がある。しかし、ここには職員の処遇改善等の質の向上や社会的養護、貧困や格差に対応するための経済的支援は含まれておらず、

これらも検討の必要がある。

- かねてより指摘されているとおり、我が国が家族政策に投入している社会的費用（対GDP比0.8%）は、子ども達のために投資をしてきたフランスやスウェーデンなど欧州諸国（対GDP比3%以上）と比較して3分の1から4分の1の水準に止まっている。
- 仮に、我が国でフランス並みの家族施策を実現したとすると、10.6兆円になるとの試算がある。
- これらを踏まえ、給付面だけでなく、併せて負担面についても分かりやすく説明することにより、国民的な合意形成を目指すべきである。

3 子どものいる心豊かな暮らしを実現する社会づくり

- 少子化の現状に国民の8割が「将来への危機感」を感じている状況等を踏まえ、国民の希望を実現していく中で、出生率の回復を目指すという明確な意思のもとに政策を実行すべきである。
- 言うまでもなく、結婚や出産は個人の決定に委ねられるものであるが、現在の少子化は、若い人々が結婚や出産を望まなくなったことによるものではないと考える。結婚や出産に関する国民の「希望」が実現した場合の合計特殊出生率は、1.75との試算もある。結婚がしたい、子どもを産みたいという国民の「希望」が実現できるような社会を、国・地方・企業・住民の責務として実現していくことが重要である。
- 子育てが決して負担としてだけ捉えられないように、社会全体として経済的にも精神的にも子育てに協力し、子育てが楽しみとなり、子どもと共に心豊かに過ごせる社会を実現するべきである。
- 生命を次代に伝え育んでいくことの大切さ、家族の大切さが若い世代に受け継がれるよう、啓発普及を進めるべきである。
- 妊産婦や乳幼児、子育て中の親に配慮して、公共建築物や公共交通機関等の子育てバリアフリー化や託児施設の設置を推進するとともに、子育てに適したゆとりある住宅の確保を支援すべきである。
- 地域の実情を踏まえた対応は重要であるが、基本的なサービスの水準が地域によって著しく異なることは適当でなく、どこに住んでいても、結婚・出産・子育てに対する国民の「希望」が実現される社会となるよう、国・地方を通じた施策の充実を図るべきである。

（以上）